



医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度が始まりました

<高額医療・高額介護合算療養費制度>

新しく始まった高額医療・高額介護合算療養費制度は、同じ医療保険の世帯内で、1年間に支払った医療費と介護サービス費の自己負担の合計が限度額（下表参照）を超えた場合、申請すると超えた分が支給される制度です。

世帯の1年間（8月～翌年7月）の自己負担限度額

| 所得区分 | | 後期高齢者医療制度 + 介護保険 | 国民健康保険又は被用者保険(職場の医療保険) +介護保険 | |
|------------------------|-------------|------------------------|---------------------------------|-----------------|
| | | | 70～74歳 | 70歳未満 |
| 現役並み所得者・ 上位所得者 | | 67万円 ※89万円 | 67万円 ※89万円 | 126万円 ※168万円 |
| 一般 | | 56万円 ※75万円 | 56万円 ※75万円 | 67万円 ※89万円 |
| 低所得者 〔住民税 非課税世帯〕 | Ⅱ 〔Ⅰ以外〕 | 31万円 ※41万円 | 31万円 ※41万円 | 34万円 ※45万円 |
| | Ⅰ 〔所得なし〕 | 19万円 ※25万円 | 19万円 ※25万円 | |

- 現役並み所得者（70歳以上）とは、医療費の自己負担割合が3割の方です。
- 上位所得者（70歳未満）とは、各医療保険が規定する所得額などを超える方です。
- 平成20年4月から7月までの分は、平成20年8月から平成21年7月までの分と合算して※印の自己負担限度額を適用する場合があります。
- 支給額が500円以下となる場合や、医療介護いずれかの自己負担額が0円の場合は、支給の対象となりません。
- 同一世帯内でも、医療保険が異なる世帯員の自己負担額は合算できません。

申請について

支給申請は、平成21年7月31日時点に加入していた医療保険へ行います。

松伏町国民健康保険及び後期高齢者医療制度に加入されている方へは、支給の対象となることが把握でき次第、通知を送付いたします。通知がお手元に届きましたら申請の手続きをしてください。

なお、平成20年4月から平成21年7月末までの間に他市町村から転入された方又は他の医療保険制度から町の国民健康保険もしくは後期高齢者医療制度に移られた方については、町で自己負担額の把握ができないため、通知できない場合があります。前住所地の介護保険及び以前加入していた医療保険に「自己負担額証明書」の交付申請をして証明書の交付を受けたうえ、町に申請してください。

- 国民健康保険に加入されている方は、住民ほけん課国保年金担当へ ☎ 991-1868
- 後期高齢者医療制度に加入されている方は、住民ほけん課高齢福祉担当へ ☎ 991-1884
- 被用者保険（職場の医療保険）に加入されている方は、住民ほけん課介護保険担当（☎991-1886）に「自己負担額証明書」の交付申請をして証明書の交付を受けたうえ、職場などを通じて各医療保険に申請してください。

支給について

町又は各医療保険への申請後、限度額を超える金額が、医療費と介護サービス費の自己負担額の比率に応じ、医療保険と介護保険からそれぞれ支払われます。